

委 託 契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 鹿児島森林管理署長 香月 英伸（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和 7 年度希少野生生物保護管理事業の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務）

第 1 条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）事業名

令和 7 年度 希少野生生物保護管理事業（巡視等業務委託・徳之島地区）

（2）委託事業の内容及び経費

別添の委託事業計画書（別紙様式第 1 号）のとおりに従う。

（3）事業期間

自 令和 7 年 6 月 日
至 令和 8 年 3 月 10 日

（委託費）

第 2 条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税〇〇〇円を含む。）を超えない範囲内で下記 2 項により算出された金額を乙に支払うものとする。

2 委託費は、巡視日数に 1 日当たり単価〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税〇〇〇円を含む。）を乗じて算出する。

（契約保証金）

第 3 条 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

（委託事業の遂行）

第 4 条 乙は、この契約の履行に当たっては、甲又は甲の指定する職員と連携を密にして、適切な巡視の実施に努めなければならない。

2 巡視は、この契約書に定めるもののほか、委託事業計画書（以下計画書という。）に従い、これを実施しなければならない。当該計画が変更したときにも同様とする。

3 計画書に不明な点がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

（巡視日数の指定）

第 5 条 甲は、乙に対し、計画書に基づき契約期間中の各月別の巡視日数を別紙様式第 2 号のとおりに指定する。

(巡視従業者の届出)

- 第6条 乙は、契約締結後速やかに、巡視に従事させる者の氏名をその各々が分担する区域ごとに、甲に届け出なければならない。
- 2 巡視従事者は、九州森林管理局長が任命する自然保護管理員を充てるものとする。
- 3 自然保護管理員の任命は別途これを行う。

(巡視結果の報告)

- 第7条 乙は、巡視の結果を「巡視報告書」(別紙様式第3号)により、巡視を実施した当該月の翌月10日(10日が休祝日の場合はその前日)までに、監督員を経由して甲に報告するものとする。

(再委託の制限)

- 第8条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 2 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合(「再委託比率」という。以下同じ。)が50%以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、再委託承認申請書(別紙様式第7号)を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託または請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名または名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を第2項の承認後速やかに甲に届けなければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更承認後速やかに前項の書面を変更し、甲に届けなければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50%以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

(委託費の支払)

- 第9条 委託費の支払は、原則として各月毎に乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとして、その請求額は、当該

請求期間における巡視日数に1日当たりの単価を乗じた額とする。

- 2 甲は、前項の期限までにその金額を支払わない場合は、支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じて支払金額に対し、年2.5%の割合を持って計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。この場合、100円未満の端数は切り捨て、総額が100円未満の場合は支払を要しない。

(契約の解除等)

- 第10条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部または一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

- 第11条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったときまたは同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治49年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第13条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かに関わらず、契約金の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日まで支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1項または第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、入札（又は見積）心得第4条の3（公正な入札又は見積の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの警告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等{個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。}が、暴力団{暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。}又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等の供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 15 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らかの催促を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第 16 条 乙は、第 14 条の各号及び第 15 条の各号いずれかにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第 17 条 乙は、契約後に再委託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し、当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が契約解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該契約対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないとき、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、第 14 条、第 15 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 乙は、甲が第 14 条、第 15 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 19 条 乙は、自ら又は再受託者等が暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、または再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持等)

第 20 条 乙は、委託事業に関して知り得た業務上の秘密を、この契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧、若しくは貸出してはならない。

(疑義の解決)

第 21 条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

委託者（甲） 分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長 香月 英伸

受託者（乙） 住 所
氏 名

希少野生生物保護管理事業（巡視等業務委託・徳之島地区）仕様書

令和7年度の徳之島地区における希少野生生物保護管理対策に係る生息地等巡視業務の委託について、次のとおり定める。

1 事業の目的

国有林に対する森林の公益的機能の高度発揮に対する国民の要請は高く、徳之島については世界自然遺産地域でもあり希少野生動植物種への一層の配慮が求められている。

このため、国有林を生息地とする希少野生生物種の生息状況等を把握し、生息環境の保護・保全を図ることが重要となっている。本事業は、徳之島の国有林における希少野生生物のアミヤマシギ及びアミノクロウサギ等の生息域を対象に定期的かつ継続的な現地巡視によりモニタリングを行うことで生息状況、生息環境等の把握を行い、国有林を含む徳之島全域におけるこれらの種の生息状況及び生息環境の現状評価等に寄与するとともに、今後の徳之島の国有林における管理・経営に資することを目的とする。

2 巡視対象地域

鹿児島森林管理署 徳之島森林事務所管内
大島郡徳之島町外 三京岳国有林241林班外 （別図1のとおり）

3 巡視対象種

アミヤマシギ・アミノクロウサギ・アカヒゲ・トクノシマトゲネズミ・ケナガネズミ

4 巡視の実施方法

- (1) 巡視対象地域の各図に示す歩道・林道等のルートにおいて、踏査を行い、さえずり、営巣、糞、食痕、足跡、その他の生息痕跡等により対象種を確認する。また鹿児島森林管理署が各ルートにあらかじめ設定した定点5箇所においてそれぞれ10分間のスポットセンサスを行い対象種を確認を行う。調査結果は別紙様式第3号及び第4号により報告することとする。
- (2) 巡視対象地域の各ルートにおいてICレコーダーを使用して対象種等の生息状況調査を行う。ICレコーダーの設置場所は鹿児島森林管理署があらかじめ設定した2箇所（各対象地域1箇所）とし、(1)の踏査時に設置・回収を行うものとする。録音は毎月2日程度行い、1日につき10分間を3回とする（タイマー録音）。録音時間帯は鹿児島森林管理署の指示によるものとする。ICレコーダー（SDカード、電池、保護カバー等付属品を含む）は鹿児島森林管理署が所有するものを使用する。聞き起こし調査結果は別紙報告様式第5号により報告することとし、録音データは場所ごと、日付ごとに整理のうえ電子媒体（DVD-R等）により報告することとする。
- (3) 巡視対象地域の各ルートにおいて自動撮影カメラを使用して対象種、外来種（ノイヌ、ノネコ）及び入込者等の状況調査を行う。自動撮影カメラの設置場所は所轄の森林官と事前に調整を図った2箇所（各対象地域1箇所）とし(1)の踏査時にSDカード・電池交換を行うものとする。自動撮影カメラ（SDカード、電池、保護カバー等付属品を含む）は鹿児島森林管理署が所有するものを使用する。撮影結果の解析は別紙報告様式第6号により報告することとし、撮影データは場所ごと、日付ごとに整理し電子媒体（DVD-R等）により報告することとする。
- (4) (1)の巡視時にその他国内希少野生動植物種等特筆すべき希少種及び外来種動植物が確認された場合には写真等を撮影の上、位置情報を記録し、所轄の森林官に報告することとする。
- (5) (1)の巡視とは別に、夏季等を中心に対象地域において希少野生動植物の保護管理を目的とした森林パトロールを実施することとする。実施に先立って森林パトロールの予定を事前に所轄森林事務所に連絡するとともに、実施場所、状況等は任意様式で報告することとする。
- (6) (1)及び(5)の巡視時に対象種の死傷個体を発見した場合には収容または保護を行うとともに、所轄の森林官に連絡し、鹿児島県大島支庁徳之島駐在及び沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園事務所徳之島管理官事務所に通報することとする。
- (7) (1)及び(5)の巡視時に、案内板等の汚損等があった場合、清掃・保全等を行うこととする。
- (8) (1)～(5)の結果は毎月分を翌月10日（10日が休祝日の場合はその前日）までに所轄森林事務所を経由して鹿児島森林管理署長に報告することとする。

5 巡視実施者

「自然保護管理員」に任命し、その者のみが巡視業務に従事することとなる。

6 年間巡視計画

(1) 事業計画

令和7年6月 日から令和8年3月10日までとする。

(2) 年間巡視計画量

区 分	延日数（単位：日）	備 考
自然保護管理員	36	

7 アフリカ豚熱対策

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報するとともに、鹿児島森林管理署へ連絡すること。

アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の浄消毒等を行うこと。また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性がある。

8 その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義（本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない事由等）が生じたときは、署監督職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。なお、本仕様書により難い事由とは、現地調査等における天候不順、災害等の発生により本仕様書で示した調査等の実施が不可能となった場合を含むものとする。
- (2) 成果品に関する著作権は、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権又は所有権（以下）「著作権等」という）は鹿児島森林管理署が保有するものとする。

巡視区域位置図

区 域 名	奄美群島森林生態系保護地域
場 所	大島郡徳之島町外
国有林名	三京岳国有林241林班外
面 積	957.99ha



(別紙様式第 1 号)

令和 7 年度希少野生生物保護管理事業（巡視等業務委託・徳之島地区）
委 託 事 業 計 画 書

1 業務内容

(1) 事業実施方針

令和 7 年度希少野生生物保護管理事業（巡視等業務委託・徳之島地区）
仕様書（以下「仕様書」という）に基づき事業を実施する。

(2) 事業内容

別添、仕様書のとおり

(3) 事業実施期間

自 令和 7 年 6 月 日

至 令和 8 年 3 月 1 0 日

(4) 担当者

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
委 託 費	円	
計	円	

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
直接人件費	円	
直 接 経 費	円	
間 接 経 費		
再 委 託 費		
計	円	

(注) 備考欄には、各区分の欄の経費について算出基礎を記入し、必要に応じて説明を付すること。

(別紙様式第2号)

月 別 巡 視 指 定 日 数

区域名 三京岳国有林 241 林班外

希少種の種類 アミヤマシギ・アミノクロウサギ・アカヒゲ・トクノシマトゲネズミ・ケナガネズミ等

月別巡視日数

月	巡視日数	備考
4月		
5月		
6月		
7月	6	
8月	6	
9月	4	
10月	4	
11月	4	
12月	4	
1月	4	
2月	4	
3月		
計	36	

(別紙様式第3号)

巡 視 報 告 書

対象種()

鹿児島森林管理署長 殿

森 林 官 確 認 印

1. 巡視年月日 令和 年 月 日 天候()

自 然 保 護 管 理 員	時 間

2. 巡視コース

3. 巡視の記録

種確認の状況(目視) 成鳥、幼鳥、巢内卵、その他()

時 間:① 時 分、② 時 分、③ 時 分、④ 時 分
場 所:図示

周囲の状況:尾根、林内、沢、生立木樹上、枯立木上
参 考 事 項:

行動の確認

時 間:① 時 分、② 時 分、③ 時 分、④ 時 分
場 所:図示

行 動:さえずり・闘争・餌運び・求愛給餌・交尾
 ドラミング・地鳴き・採餌・採餌音・移動・その他

痕跡の確認 巢跡、糞、食痕、羽、その他()

時 間:① 時 分、② 時 分、③ 時 分、④ 時 分
場 所:図示

周囲の状況:尾根、林内、沢、生立木樹上、枯立木上

4. 入込者の状況

人 数:	位 置:	入込目的:
---------	---------	-------

5. その他特記事項

※スポットセンサスの結果もこの報告に含めること。

スポットセンサス調査報告書

国有林名

調査者氏名

調査年月

天候

調査地点	調査間時	種名	0-2分				2-4分				4-6分				6-8分				8-10分				備考			
			50m以内			50m以遠	50m以内			50m以遠	50m以内			50m以遠	50m以内			50m以遠	50m以内			50m以遠				
			S	成鳥	幼鳥		S	成鳥	幼鳥		S	成鳥	幼鳥		S	成鳥	幼鳥		S	成鳥	幼鳥			S	成鳥	幼鳥
	時 分 秒 時 分	アマミヤマシギ																								
		アカヒゲ																								
		その他 ()																								
	時 分 秒 時 分	アマミヤマシギ																								
		アカヒゲ																								
		その他 ()																								
	時 分 秒 時 分	アマミヤマシギ																								
		アカヒゲ																								
		その他 ()																								
	時 分 秒 時 分	アマミヤマシギ																								
		アカヒゲ																								
		その他 ()																								

※確認した個体数を記入。さえずりや地鳴き等の声の確認はSの欄に個体数個記入

(別紙様式5号)

ICレコーダー聞き起こし調査報告書

国有林名

聞取調査者氏名

錄音年月日

聞取調査年月日

[illegible]

(別紙様式第6号)

自動撮影カメラ調査報告書

国有林名

聞取調査者氏名

撮影期間 年 月 日～ 年 月 日

録音日の天候

晴れ・曇り・雨

写真撮影解析結果

カメラ No.	ファイル名	撮影月日	時間	確認種 (※)	個体数	備考
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					

※人物を確認した場合はわかる範囲で業種、人数等を記載

(別紙様式第7号)

令和7年度 希少野生生物保護管理事業（巡視等業務委託・徳之島地区）
再委託承認申請書

番 号
令和7年 月 日

分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長 殿

(受託者)
住 所
氏 名 印

令和7年 月 日付け契約の令和7年度希少野生生物保護管理事業（巡視等業務委託・徳之島地区）について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第8条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額（限度額を含む）を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲または契約金額（限度額を含む）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。